

○財務省告示第二百五十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、同項の特定災害として平成三十年北海道胆振東部地震を指定し、次に掲げる地域を同項の特定災害により相当な損害を受けた地域として指定する。

平成三十年十月一日

財務大臣 麻生 太郎

指 定 地 域

北海道